

# 宝塚大学大学院 学則

(平成31年4月1日 施行)

# 宝塚大学大学院 学則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本学大学院は、美術、デザイン及びメディア芸術に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め又高度の専門性が求められる職業を担うため、深い学識及び卓越した能力を培い文化の進展に寄与することを目的とする。

### (自己評価等)

第1条の2 本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については別に定める。

3 本学は、教授法や授業運営などの改善や教育活動にかかるものを支援するためにファカルティ・デベロップメント（FD）活動を実施するものとする

4 ファカルティ・デベロップメント活動（FD）の実施体制並びに方法については別に定める。

### (研究科及び専攻)

第2条 本学大学院にメディア芸術研究科を置く。

2 メディア芸術研究科にメディア芸術専攻を置く。

### (研究科専攻の目的)

第2条の2 研究科各専攻の目的は次のとおりとする。

| 研 究 科     | 専 攻      | 目 的   |
|-----------|----------|---|
| メディア芸術研究科 | メディア芸術専攻 | 美術、デザイン、メディア芸術に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め又高度の専門性が求められる職業を担うため、深い学識及び卓越した能力を培い文化の進展に寄与することを教育研究上の目的とする。 |

### (課程及び修業年限)

第3条 本学大学院の研究科の課程は、修士課程とする。

2 修士課程の標準修業年限は2年とする。

### (課程の目的)

第4条 修士課程は、メディア芸術の専攻分野において広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

### (学生定員)

第5条 本学大学院の収容定員は次のとおりとする。

| 研究科・専攻                | 修士課程 |      |
|-----------------------|------|------|
|                       | 入学定員 | 収容定員 |
| メディア芸術研究科<br>メディア芸術専攻 | 20人  | 40人  |

### (在学年限)

第6条 修士課程には4年を超えて在学することはできない。

### (学年、学期及び休業日)

第7条 学年、学期及び休業日については、宝塚大学学則第4条から第6条までの規定を準用する。

## 第2章 入学の時期・入学資格・休学等

(入学の時期)

第 8 条 入学の時期は、4 月とする。

(入学資格)

第 9 条 修士課程に入学することのできる者は次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学位授与機構から学士学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本研究科において認めた者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学卒業者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者
- (7) 個別の入学資格審査により、大学卒業者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者で、22 歳に達した者

(入学出願及び入学者の選考)

第 10 条 入学の出願及び入学者の選考は、宝塚大学学則第 10 条から第 11 条までの規定を準用する。

(入学手続き及び入学許可)

第 11 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知をうけた者は、所定の書類を提出するとともに入学金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学及び転入学)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する者については第 10 条の規定にかかわらず選考のうえ入学を許可することがある。

- (1) 大学院を退学した者でその事由が解消し、修学の見込みがあると認められた者
  - (2) 他の大学の大学院から転入を志願する者
- 2 前項第 1 号の規定により、入学を許可された者の入学前に履修した授業科目につき修得した単位及び入学前の在学年数の認定は、研究科委員会の議を経て行う。
- 3 再入学又は転入学を許可された者は、その者が再入学又は転入学して新たに在籍する学年と同一学年の者が入学した年度の学則及び諸規程を適用する。

(休学・退学・復学)

第 13 条 休学・退学・復学についてはそれぞれ宝塚大学学則第 15 条、第 16 条及び第 18 条の規定を準用する。休学期間は通算して修士課程で 2 年を超えることはできない。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て休学期間を延長することができる。

(除 籍)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 在学期間が所定の年数を超える者
- (2) 授業料等納付金を滞納し、督促を受けてもこれに応じない者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者

### 第 3 章 教育方法、課程修了要件及び学位

(教育方法)

- 第 15 条 本学大学院の教育は授業科目の授業及び研究指導（以下「研究指導」という）によって行う。
- 2 本学が教育上必要と認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期に研究指導を行うことができる。
  - 3 授業科目の種類は別表 I に定める。
  - 4 単位数計算の基準については宝塚大学学則第 21 条の規定を準用する。
  - 5 履修方法等については別に定める。

(担当教員)

第 16 条 授業科目の授業は本学の教員のうちから研究科委員会で選出された教授、准教授及び講師又

は特任教授が担当する。

2 研究指導は専門分野に応じて研究科委員会で選出された本学の教授が担当する。

(他の大学院の授業科目の履修)

第 17 条 修士課程においては、研究科委員会において教育研究上有益であると認めるときは他の大学院等又は外国の大学院等とあらかじめ協議のうえ、当該大学院において必要な研究指導を受けることが出来る。

2 前項の研究指導を受ける期間は、修士課程の学生にあつては 1 年を超えることはできない。

(試験及び単位の認定)

第 18 条 授業科目を履修した者に対しては筆記試験又は口述試験を行う。この場合において必要に応じ修士課程では研究報告をもって、筆記試験又は口述試験に代えることができる。

2 前項に規定する筆記試験もしくは口述試験又は研究報告の審査(次項において「試験等」という)に合格した者には所定の単位を与える。

3 試験等の成績評価は、秀・優・良・可及び不可をもって表し、秀・優・良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(論文等の審査及び最終試験)

第 19 条 論文等は在学期間中に提出しなければならない。

2 論文等の審査及び最終試験は在学期間中に受けなければならない。

3 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定についての基準は別に定める。

(課程修了の要件)

第 20 条 修士課程の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、別表 I に定める所要の授業科目について 20 単位以上及び必要な研究指導を受けたうえ、修士論文等の審査及び最終試験に合格することによる 12 単位の合計 32 単位以上を修得することとする。

2 前項の場合において、あらかじめ主任指導教員の承認を受けているときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって論文等の審査に代えることができる。

(学 位)

第 21 条 前条により課程を修了した者については、当該課程に応じて授与する学位は次のとおりとする。

メディア芸術研究科 修士課程 メディア芸術専攻

修士(芸術学)もしくは修士(メディア・コンテンツ)又は修士(学術)

2 前各号の付記事項は、学生が履修した授業科目に適応する専攻分野の名称を、当該課程修了を認定する研究科委員会において選定し学長が決定する。

3 学位の授与等に関し必要な事項は別に定める。

## 第 4 章 教育職員免許課程

(教育職員免許課程)

第 22 条 研究科の専攻領域に応じて、修士課程に高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得するための課程をおくことができる。

2 前項の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定める科目及び単位を研究科配当科目のうちから修得しなければならない。

## 第 5 章 授業料等納付金

(入学検定料・入学金・授業料等)

第 23 条 入学検定料・入学金及び授業料等の金額は別表 II のとおりとする。

2 前項に規定する授業料等の徴収方法及び時期については別に定める。

(休学・復学の場合の授業料等)

第 24 条 休学・復学の場合の授業料等については、宝塚大学学則第 32 条及び第 33 条の規定を準用す

る。

(修業年限を超えた者の授業料等)

第 25 条 第 20 条第 1 項の規定により、修士論文等の審査及び最終試験に合格していない者は、課程修了とはみなされず、在籍扱いとなる。修士論文等の審査及び最終試験合格のために修業年限を超えて在籍するものの在籍料は、最終年次に適用していた授業料等の全額とする。

(中途退学、停学及び除籍の場合の授業料等)

第 26 条 学年の途中で退学し又は除籍された者（第 14 条第 2 号の該当者は除く）はその期日（退学願を提出した日又は除籍された日の属する月末）までの授業料等を納入しなければならない。ただし、授業料等納入後に退学する者又は除籍された者の授業料は返還しない。

2 停学中の者は、停学期間中の授業料を納入しなければならない。

(その他の費用)

第 27 条 入学金、授業料等のほか実験実習料、その他教育に必要な費用を徴収する。

2 前項に規定する費用の種類、金額及び納入に必要な手続き等については別に定める。

(既納付金の取扱い)

第 28 条 既納の授業料等納付金は返還しない。

## 第 6 章 教職員組織

(教職員組織)

第 29 条 本大学院に専任教員・職員・その他必要な職員を置く。

(研究科長)

第 30 条 研究科に科長を置き、当該研究科に所属する専任教授をもってこれに充てる。

2 研究科長は研究科の運営を統括する。

(研究科委員会)

第 31 条 研究科に関する事項を審議するため研究科委員会を置く。

(研究科委員会の組織及び運営)

第 32 条 研究科委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は「研究科委員会規程」による。

## 第 7 章 科目等履修生・聴講生

(科目等履修生)

第 33 条 第 15 条第 3 項の各授業科目のうち一授業科目又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第 34 条 第 15 条第 3 項の各授業科目のうち一授業科目又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

## 第 8 章 賞 罰

(表彰及び懲罰)

第 35 条 学生に対する表彰及び懲罰については宝塚大学学則第 44 条及び第 45 条の規定を準用する。

## 第9章 雑 則

(雑 則)

第37条 この学則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定に拘らず平成5年度の収容定員は10名とする。
- 3 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 4 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 5 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 6 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 7 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 8 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 9 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 10 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 11 この学則は、平成15年4月1日から施行し、第21条の規定の内専攻分野の名称（学術）については平成14年度入学者から適用する。
- 12 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 13 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 14 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

(造形研究科の存続に関する措置)

造形研究科は、第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該研究科に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 15 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 16 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 17 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 18 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 19 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 20 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 21 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 22 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 23 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 24 この学則は、平成30年5月1日から施行する。
- 25 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

別表 I メディア芸術研究科 修士課程 <東京新宿キャンパス>

|            | 研究分野          | 履修<br>年次 | 単位数 |    |    | 備考   |
|------------|---------------|----------|-----|----|----|--|
|            |               |          | 必修  | 選択 | 自由 |  |
| 授業科目の概要    | 授業科目の名称       |          |     |    |    |  |
| 授業科目の概要    | 映像デザイン論       | 1        |     | 4  |    | 修了要件<br>(1) 論及び表現研究<br>12単位 選択必修<br>(2) 自主テーマによる研究<br>20単位 必修<br>合計 32単位以上 |
|            | 映像デザイン表現研究    | 1        |     | 2  |    |  |
|            | マンガデザイン論      | 1        |     | 4  |    |  |
|            | マンガデザイン表現研究   | 1        |     | 2  |    |  |
|            | アニメデザイン論      | 1        |     | 4  |    |  |
|            | アニメデザイン表現研究   | 1        |     | 2  |    |  |
|            | ゲームデザイン論      | 1        |     | 4  |    |  |
|            | ゲームデザイン表現研究   | 1        |     | 2  |    |  |
|            | プロデューサ論       | 1        |     | 4  |    |  |
|            | プロデュース演習      | 1        |     | 2  |    |  |
|            | コンテンツデザイン論    | 1        |     | 4  |    |  |
|            | コンテンツデザイン表現研究 | 1        |     | 2  |    |  |
|            | イラストレーション論    | 1        |     | 4  |    |  |
|            | イラストレーション表現研究 | 1        |     | 2  |    |  |
|            | 人体構造論         | 1        |     | 4  |    |  |
|            | 人体機能論         | 1        |     | 4  |    |  |
|            | 視覚芸術論         | 1        |     | 2  |    |  |
| 美術史        | 1             |          | 2   |    |    |  |
| 自主テーマによる研究 | 2             | 20       |     |    |    |  |

## 別表Ⅱ 入学検定料・入学金及び授業料等の金額

### 【修士課程】

入学検定料 30,000 円

入学金 200,000 円（本学学部卒業生は免除）

### 授業料等

| 区 分 | 1 年次      | 2 年次      |
|-----|-----------|-----------|
| 授業料 | 900,000 円 | 900,000 円 |
| 施設費 | 100,000 円 | 150,000 円 |
| 維持費 | 100,000 円 | 150,000 円 |

本学学部卒業生（ただし本学に4年以上在学した者に限る）には授業料について軽減の措置がある。